

令和 2 年 度

第 1 回 浜松市建築審査会

会 議 録

令和 2 年 5 月 1 3 日

浜松市役所本庁・北館 1 階 1 0 1 会議室

令和2年度 第1回 浜松市建築審査会会議録

1 日 時 令和2年5月13日(水) 午前9時30分

2 場 所 浜松市役所本庁・北館1階 101会議室

3 審議案件等の概略及び審議結果

1. 開会

- (1) 職員自己紹介
- (2) 都市整備部次長(兼建築行政課長)挨拶

2. 議題

- (1) 建築許可に係る同意について
 - ・用途の指定のない区域内において日影規制の許可を必要とする建築物の増築(工場)

審議結果 同意

(2) 報告

- ・令和元年度建築審査会実績報告
- ・建築基準法に基づく包括許可報告
- ・建築基準法第48条ただし書きによる建築許可の取扱いについての一部改正

(3) その他

- ・次回開催予定連絡

4 出席者

*浜松市建築審査会	会 長	村田 和彦
	委 員	松本 直己
	委 員	神谷 守
	委 員	仲村 秀子
	委 員	藤村 有希子
	委 員	森川 恭徳
*特定行政庁建築行政課	建築行政課長	瀧口 克也
	建築安全グループ長	相原 正浩
	建築安全グループ	鈴木 裕人
*事務局建築行政課	建築行政課長補佐	大橋 直哉
	建築総務グループ長	金子 亮太
	建築総務グループ	荻野 朗子

5 傍聴人

(報道関係者)

浜松市中区旭町11-1	静岡新聞社	草茅 出
浜松市東区薬新町45	中日新聞社	渡辺 真由子

6 会議録

1. 開会

職員の自己紹介

事務局 議事に入る前に、浜松市建築審査会条例第7条に基づき、本審査会の会議公開について、委員の皆様にお諮りします。
本会議を公開することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

事務局 本会議は公開とします。本日は、傍聴希望者の方が1名おります。報道の為の写真撮影および音声録音についてですが、傍聴人から特に希望がなかったため、今回は承認は省略します。
現時点では傍聴希望者は1名ですが、会議中に見えられた場合は、そのまま入室させていただきます。
また、今年度第1回目の開催ですので、議事に入る前に、当課課長の瀧口より一言挨拶を申し上げたいと思います。

都市整備部次長(兼建築行政課長) 挨拶

事務局 それでは以降の進行を、浜松市建築審査会条例第3条に基づき、村田会長にお願いします。

2. 議題

(1) 建築許可に関わる同意について

- ・用途の指定のない区域内において日影規制の許可を必要とする建築物の増築（工場）

村田会長 只今から、令和2年度第1回浜松市建築審査会を開会します。
本日、出席委員は6名であり、委員の半数以上が出席している為、浜松市建築審査会条例第4条に基づき、本審査会は成立となります。
本日の議事録署名人は松本委員と仲村委員にお願いします。
それでは議題について事務局より説明をお願いします。

事務局 **資料に基づき、物件について概要説明**

説明概要

該当条項	法第56条の2第1項（日影による中高層の高さの制限）
建物概要	用途 工場
	構造・階数 鉄骨造 2階建
	建築面積 10,912.45㎡（申請 5,113.44㎡）
	延べ面積 23,844.07㎡（申請 9,994.30㎡）
	用途地域 指定なし
	防火地域 指定なし

特定行政庁 **資料に基づき、処分庁意見について説明**

本計画敷地は、用途地域の指定のない区域の容積率の変更（平成10年6月1日）によって、日影規制区域に属することとなりました。

村田会長 ご意見、ご質問等が他に無ければ、同意してよろしいですか。

全員同意

特定行政庁 今回のように、計画の前後で既存不適格の日影が変わらないケースは建築審査会で頻繁に取り扱ってありますが、なるべく円滑に許可が行えるよう、現在、包括許可基準を見直しております。この件については方向性が決まり次第、追って報告させていただきます。

村田会長 この件につきましては、また後日、委員の皆様方にお示しいただき、議論をしていきましょう。

(2) 報告

・令和元年度審査会実績報告

事務局 令和元年度は、審査会を5回開催し、審議により6件の建築許可同意をいただきました。

 令和元年度の建築許可件数は合計69件でした。うち審査会同意件数は59件ですが、そのうち53件は包括許可によるものでした。

・建築基準法に基づく包括許可報告

事務局 前回の審査会（令和2年1月8日）以降、今回の審査会までの包括許可件数は、令和元年度分が10件、令和2年度分が4件の合計14件でした。

・建築基準法第48条ただし書きによる建築許可の取扱いについて

特定行政庁 令和2年3月30日に一部条文を改正したので報告します。

許可担当 工業専用地域内における「事業所附属の寄宿舍」については、取扱いの中で、用途地域別の許可要件に記載しています。しかしながら、時代とともに社員寮の形態は、寄宿舍から共同住宅に移行していることを踏まえ、工業専用地域内の用途規制に著しく影響しないこととし、第4条第8項(1)について、「事業所附属の寄宿舍」から「事業所附属の寄宿舍、共同住宅その他これらに類するもの（単身者用）」に変更しました。

 施行日については、令和2年4月1日からとしております。

(3) その他

・次回開催予定連絡

事務局 今年度も原則、月の第一水曜日の午前中の開催といたします。

 案件があれば、次回は6月3日(水)の開催予定です。コロナウィルス感染予防の為、7月までは本日より同じく101会議室（広い部屋）での開催とします。また、委員の任期が8月末までですので、9月2日(水)に委嘱式を行う予定です。

3. 閉会 午前10時30分